

## 権利関係③

### 意思表示

#### ○×式確認問題

#### 【解答・解説】

- × Bは、Aをだまし、A所有の甲土地を購入した後、すぐにCに転売した。その後、AがBの詐欺を理由に甲土地の売却の意思表示を取り消しても、Cが甲土地につき登記を得ている場合は、Cが善意有過失であれば、Aは、その取消しをCに対抗することができない。  
対抗できない取消し前の第三者は、善意無過失の場合のみである。登記の有無は無関係
- × AがBに対してした、A所有の土地売却の意思表示がCの詐欺によって行われた場合、AはBが善意のときは、当該意思表示を取り消すことができない。  
第三者詐欺の場合、相手方が善意無過失のときは取消しできないが、善意有過失の相手方には、第三者詐欺による契約の取消しを主張できる。
- × A所有の甲土地についてのA B間の売買契約が、双方で通じた仮装のものであった場合、Aの売買契約の動機が債権者からの差し押さえを免れるというものであることをBが知っていた場合に限り、A B間の売買契約は無効である。  
双方、売るつもりも買うつもりもないような仮装売買は、その理由にかかわらず無効である。
- × A所有の土地がAからBへと売り渡され、BがCに当該土地を転売した後、AがBの強迫を理由にA B間の売買契約を取り消した。Cが、Bによる強迫について善意有過失のときは、AはCに対し、当該契約の取消しを主張できない。  
強迫による意思表示は、第三者の善意・悪意にかかわらず取消しを対抗できる。
- × AがBに対して土地の売却の意思表示をしたが、その意思表示が錯誤を理由として無効となる場合、相手方Bはこの売却の意思表示の無効を主張することができる。  
錯誤による意思表示は無効ではなく、取消しができる意思表示である。
- × A B間の売買契約が、Aが泥酔して意思無能力である間に締結されたものである場合でも、Aは、当該売買契約を取り消すことができない場合がある。  
意思無能力の状態でなされた意思表示は、無効である。取消しの問題ではない。
- 7 A所有の甲土地につき、AとBとの間で売買契約が締結された場合において、Bは、甲土地は将来地価が高騰すると思い込み、Aにはその旨を告げずに売買契約を締結したところ、実際には高騰しなかった。この場合、Bは、動機の錯誤を理由に本件売買契約を取り消すことができる。  
相手方に錯誤の動機を表示していないので、取り消すことはできない。